

入院時食事療養について

令和8年6月から入院時の食事代が変わります

厚生労働省告示の改正にともない、令和8年6月1日から入院時の食事代等にかかる標準負担額（自己負担額）が以下のとおり引き上げられます。

食事療養標準負担額※2						
区分				食事代（1食）		
				令和8年 5月31日以前	令和8年 6月1日以降	
課税世帯				510円	550円	
非課税世帯※1	70歳未満	過去12カ月の 入院日数	90日まで	240円	270円	
			91日目から	190円	220円	
	70歳以上	低所得Ⅱ	過去12カ月の 入院日数	90日まで	240円	270円
				91日目から	190円	220円
		低所得Ⅰ			110円	130円

※1 低所得Ⅱは住民税非課税世帯、低所得Ⅰは住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯となります。

※2 指定難病患者については、別に特例措置が設けられています。